

奈良県住生活ビジョンとは

1. 概要

- ・奈良県住生活ビジョンは、住まい・まちづくりの基本的な指針である「奈良県住生活基本計画(平成29年3月)」の基本理念の実現に向けて、県として5年間で特に重点的に取り組む施策又は今後取り組みを検討していく施策を計画的に推進するためのアクションプランとしてとりまとめるもの
- ・計画期間は平成29年度～平成33年度の5ヶ年で、概ね5～10年後の将来を展望して設定

2. 基本方針

- ・「奈良県住生活基本計画(平成29年3月)」及び社会状況の変化を踏まえ、基本方針を「**住み続けられるまちをつくる**」「**住まいを必要とする人を支える**」「**良質な住まいづくりを進める**」の3つとした(それぞれの基本方針に沿った具体的な取り組みについては次ページ参照)

施策の進め方

- ・本ビジョンに記載した施策の実施にあたっては、効果を最大限発揮するため、関係市町村等と連携し、個別施策をパッケージ化してプロジェクトとして効果的に施策を展開する

方針1 住み続けられるまちをつくる

1. 市町村と連携してまちをつくる
2. 地域の特性にあわせてまちをつくる
3. 様々な世代が住みやすいまちをつくる
4. 空き家を活かしてまちをつくる

方針2 住まいを必要とする人を支える

1. 円滑に住まいが確保できるよう支援する
2. 公営住宅ストックの活用を推進する

方針3 良質な住まいづくりを進める

1. 質の高い住まいを形成する
2. 奈良県の気候・風土にあった住宅の普及を推進する

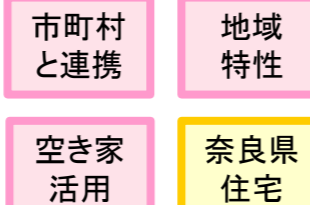
県がリードする奈良県住宅地ビジョンの実現

まちづくり連携協定によるプロジェクト

○近鉄大福駅周辺地区のまちづくり

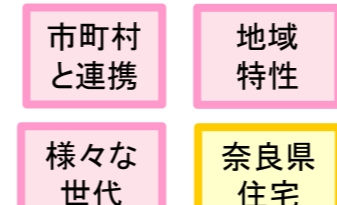


○御所中心市街地地区のまちづくり

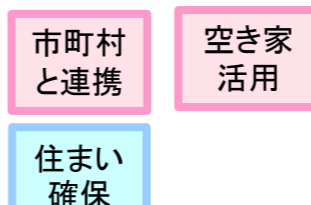


市町村等との連携によるプロジェクト

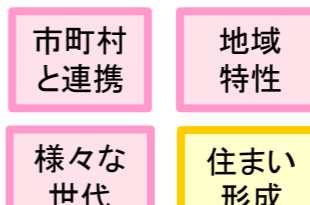
○南部・東部地域の定住促進の支援



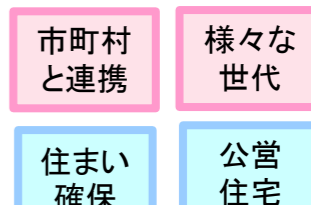
○市町村の空き家対策の支援



○郊外住宅地への支援の検討



○居住支援協議会の活用



具体的な取り組み

方針1 住み続けられるまちをつくる

○高齢化の状況など、各地域にあわせたまちづくりを市町村と連携しながら行い、住み続けられるまちをつくるための施策を推進

1. 市町村と連携してまちをつくる

- (1) 市町村の住まい・まちづくりの支援
- (2) まちづくりにおける「奈良モデル」: まちづくり連携協定の推進

2. 地域の特性にあわせてまちをつくる

- (1) 駅前・中心市街地
- (2) 歴史的街なみを持つ住宅地
- (3) 郊外戸建住宅地
- (4) 中山間地域・過疎地域



<歴史的街なみ>



<郊外住宅地>

3. 様々な世代が住みやすいまちをつくる

- (1) 良好な住環境の維持
 - 1) 地域コミュニティ活動の促進
 - 2) 住民による住宅地の運営・管理
- (2) 様々な世代を受け入れる環境の整備
 - 1) 地域交通の確保
 - 2) 地域の暮らしに必要な機能の確保
 - 3) 公共空間等を活用したまちづくり

4. 空き家を活かしてまちをつくる

- (1) 空き家等の有効活用
- (2) 適切な管理が行われていない空き家への対応

—実施施策の例—

- ・地域空き家対策推進事業
- ・まちなみ資産と芸術を活用したまちづくり推進事業
- ・奥大和移住・定住促進事業 など

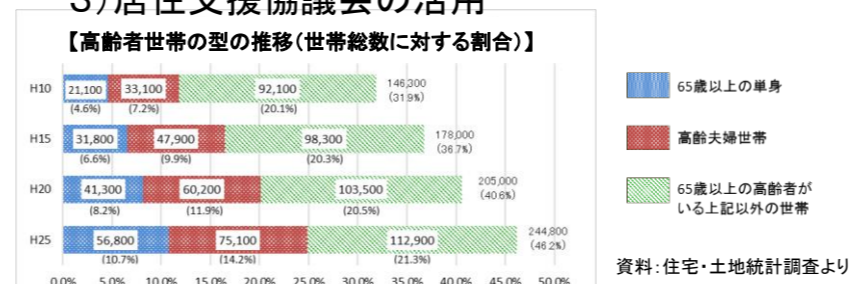
方針2 住まいを必要とする人を支える

○民間賃貸住宅等を活用した居住支援に向けた連携を進めるとともに、公営住宅を核としたまちづくりを推進

1. 円滑に住まいが確保できるよう支援する

(1) 民間賃貸住宅への入居の円滑化の推進

- 1) 民間賃貸住宅の活用及び情報提供の充実
- 2) 高齢者・障害者向けの民間賃貸住宅等の支援
- 3) 居住支援協議会の活用



(2) 公的賃貸住宅への入居の円滑化の推進

- 1) 公営住宅の適切な供給と管理
- 2) 子育て世帯等に向けた公的賃貸住宅の供給
- 3) 高齢者・障害者に向けた公的賃貸住宅の供給
- 4) 公営住宅以外の公的賃貸住宅の有効活用

(3) 緊急に住まいを必要とする人への支援

2. 公営住宅ストックの活用を推進する

(1) 公営住宅とまちづくりの連携

- 1) 県と市町が連携した県営住宅の建て替え
- 2) 余剰地の活用
- 3) 集会所・空き住戸の活用

(2) 公営住宅ストックの更新

- 1) 公営住宅ストックの有効活用と計画的な供給
- 2) 県営住宅の建て替えの推進
- 3) 木質化の推進

(3) 計画的な改修や修繕の実施

—実施施策の例—

- ・県営住宅建替事業(近鉄大福駅周辺地区拠点整備事業)
- ・地域コミュニティの活動拠点として県営住宅の集会所や空き住戸の活用 など

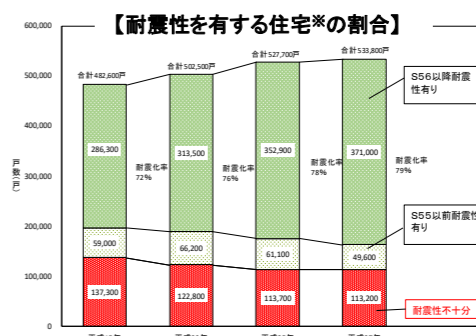
方針3 良質な住まいづくりを進める

○住まいの質の向上に向けた施策や検討を進めるとともに、県産材の活用を推進

1. 質の高い住まいを形成する

(1) 住まいの質の向上

- 1) 住宅ストックの耐震化の促進
- 2) 環境に配慮した住まいの普及
- 3) 適切なリフォームの推進



*耐震性を有する住宅: 新耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有する住宅
資料: 住宅・土地統計調査より推計

(2) 質の高い住まいの普及・促進

- 1) 長期優良住宅の供給の促進
- 2) 住宅性能表示制度の普及・促進

(3) マンションの適切な維持管理の促進

2. 奈良県の気候・風土にあった住宅の普及を推進する

(1) 県産材の活用の促進

(2) 奈良県の気候・風土にあった住宅の普及・促進

(3) 地域の住宅産業の活性化の支援



<十津川村復興住宅>



<十津川村復興住宅内観>

—実施施策の例—

- ・スマートハウス普及促進事業
- ・住宅・建築物耐震対策補助事業
- ・奈良の木住宅利用促進事業 など